

佐賀県農業農村整備事業 I C T 活用工事（付帯構造物工）試行要領

1. I C T 活用工事

1-1 目的

建設業界においては、生産年齢人口が減少することが予想されている中で、建設現場の熟練技能労働者の急激な減少は全国的に深刻な課題となっている。I C T を活用することで、一人一人の生産性を向上させ企業の経営環境を改善し、建設労働者の賃金水準の向上を図ると共に、建設現場の安全性の確保を推進することを目的とする。

1-2 I C T 活用工事における付帯構造物設置工

次の①②④⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事（付帯構造物設置工）とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

I C T 付帯構造物設置工は I C T 他工種の関連施工工種として実施することとする。

1-3 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、I C T 土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ 付帯構造物設置工においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

以下の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

管理	出来形管理技術	工種	出来形管理項目
断面	T S等光波方式 T S（ノンプリズム） T L S R T K-G N S S	コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り、石積（張）工	基準高、法長、施工延長
		コンクリート側溝工 コンクリート管渠工	基準高、幅、高さ 施工延長

注1：上表の記載のない管理項目及び適用対象外の管理項目は従来手法によりよる。

注2：延長の算定に支障がある場合は監督職員との協議の上、従来手法で計測してもよい。

注3：舗装工事においては、T S（ノンプリズム方式）出来高管理技術及びR T K-G N S S出来高管理技術を使用しないことから、舗装工事の関連施工工種として実施する場合は適用しない。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1-4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、農林水産部（農業農村整備事業関係）が発注する土木工事に該当するもののうち、以下（1）に示す工事を原則とする。なお、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(1) 対象工種

- ・コンクリートブロック積工
- ・コンクリートブロック張工
- ・石積（張）工
- ・コンクリート側溝工
- ・コンクリート管渠工

2. ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT土工、ICTほ場整備工及びICT舗装工における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

2-2 実施手続き

受注者は、発注者へ工事打合簿で内容等が確認できる資料を提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより ICT 活用工事を実施することができる。

2-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して、「土地改良工事積算基準」及び「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき積算を実施するものとする。また、3次元設計データ作成経費については、受注者にその費用について見積依頼を行い、設計変更により経費を計上する。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際してはICTを活用しない従来工法で積算を実施し、設計変更により、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成及びICT対象工種の施工にかかる経費を計上する。

3. ICT活用工事实施の推進のための措置

3-1 工事成績評価における措置

ICT土工、ICTほ場整備工及びICT舗装工における関連施工種とするため、ICT活用工事（土工）、ICT活用工事（ほ場整備工）もしくはICT活用工事（舗装工）の各要領による。

3-2 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表1【関係要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

なお、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

3-3 実施証明書の発行

ICT活用工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「ICT活用証明書」（別添1）を発行するものとする。

附則（R5.6.30建設技第774号）

この要領は、令和5年7月30日以降公告される工事から適用する。

